

5月号

2021年

企業を守る

ペガサス情報



1. 両立支援等助成金

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

2. 要介護認定と障害者控除

コラム: ジャパニーズウイスキーの定義

3. 総括表の廃止 など

◆ 5月の行事

- ・労働保険年度更新
- ・弊所のゴールデンウィークの日程について

ゴールデンウィークの休業日

5月1日～5日までが休業です

※5月6日～営業しております

◇ 1. 両立支援等助成金について ◇



新年度となり、各種助成金制度も新しい内容のものが出そろいました。その中に両立支援等助成金というものがあります。

この助成金は、男性労働者が育児・介護と仕事の両立を行える制度を導入したり、女性の活躍のための取り組みを行う事業主に対して金銭的に助成する制度です。今回はこの助成金の出生時両立支援コースと、それを取り巻く最近の育児介護休業法の動向についてご案内します。

1. 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

両立支援等助成金は何種類かコースがありますが、この出生時両立支援コースは男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給される助成金です。

(1)要件 **※以下全て「中小企業」で「育児休業」を取得した場合となっています**

①男性が育児休業等を取得しやすい「職場風土作り」を事前に行うこと

②男性の労働者が、子の出生後 8 週間以内に開始する連続 5 日以上の子育て休業を取得したこと  **注目!** (但し所定労働日に 4 日以上休んでいることが必要)

③子育て休業制度などを労働協約または就業規則に定めていること

 **注目!** (最新の法令に準拠・休業前に施行していること)

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること

⑤対象の男性労働者を子育て休業または育児目的休暇の取得日から支給申請日まで、雇用保険被保険者として継続して雇用していること

(2)支給額 (概要)

①1人目・・・570,000円(生産性要件に該当すれば720,000円)

②2人目以降・・・休業日数によって142,500円～332,500円等

2. 育児・介護休業法等改正法案

育児・介護休業法等改正法案が現在会期中の国会に提出されています。その中で、「出生時育児休業」という男性版産休とも言えるような新しい休業制度が新設されることになっています。これは、男性が子の出生後8週間以内に4週間まで休業を取得することができる、というもので、男性の育児休業取得促進を目的としています。

3. 社会保険料免除制度の見直し

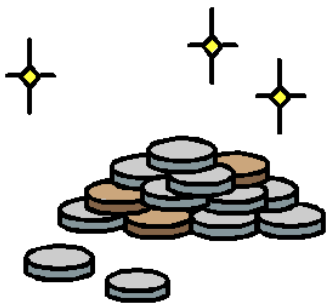
また、育児休業取得中の社会保険料免除についても見直しが検討されています。現制度では「月末時点の育休取得状況」により判断しています。(つまり、休業が月をまたぐ場合のみ免除の対象としています)これを、より柔軟な育休取得を促進するため、「1か月中に一定日数以上育休を取得した場合」として、2週間以上休業した場合も免除の対象とする方向で検討が進められています。

4. まとめ

前述の改正法案が可決すれば、早ければ来年の秋から新しい育児休業制度が始まります。その前に効果的に助成金を活用してみたいかどうか。ご興味・ご関心をお持ちになられた方は是非、各担当者までご相談下さい!!

※今回ご紹介させていただいたものは助成金制度の概要です。詳細は各担当者までご相談下さい。

(伴野)



確定申告で所得税や住民税が課税される所得金額を計算する際に、所得から控除できるものとして、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除や配偶者控除などありますが、その中の一つに「**障害者控除**」があります。

障害者控除とは、納税者自身やその配偶者、扶養親族が所得税法上の障害者である場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度で、通常は、身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちの方が対象となります。

「通常は」と書いたのは、あまり知られていないのですが、障害者手帳などを持っていなくても、障害者控除を受けられる可能性があるからです。今回は、その制度についてお話ししたいと思います。

結論から申し上げますと、寝たきりや認知症などにより 65 歳以上で要介護認定を受けている方は、障害者手帳などを持っていなくても、障害者控除を受けられる可能性があります。この制度の適用を受けようとする場合は、お住いの市区町村に申請し、**障害者控除対象者認定書**を発行してもらう必要があります。

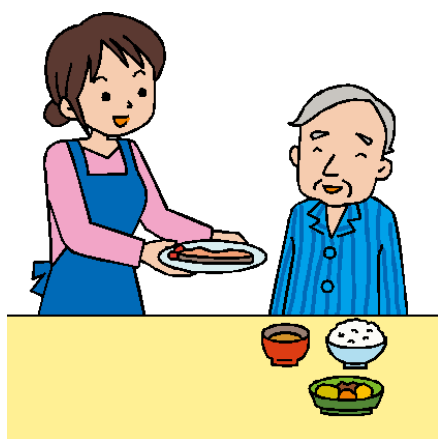


藤枝市役所の場合、地域包括ケア推進課が窓口となっています。**障害者控除認定申請書**（第1号様式）を郵送か窓口持参により提出します。1週間くらいで、申請者のご自宅に結果が送られてきます。認定されれば**障害者控除対象者認定書**、認定されなければその旨を書いた通知が届きます。その認定書を、確定申告の際提示すれば、障害者控除が受けられます。

各自治体によって窓口の名称は異なります。65歳以上という条件は共通で

すが、要支援 1 から要介護 5 までの介護認定の基準のうちどのレベルから認められるかは、自治体によって異なっているようです。また、確定申告のために毎年申請が必要な自治体もあれば、介護認定の度合いが変わらなければ同じ認定書をずっと使える自治体もあるようです。

障害者手帳を持っていなくても、満 65 歳以上で介護認定を受けられている方や介護認定を受けられている方を扶養している方は、所得税・住民税の申告の際、税負担が減るかもしれません。一度チェックされてみてはいかがでしょうか。



詳しくは、お住いの市区町村のホームページをご確認いただくか、各市区町村の窓口にお尋ねください。
(担当：岩崎)

参考サイト：国税庁「No.1185 市町村長等の障害者認定と介護保険法の要介護認定について」「No.1160 障害者控除」
藤枝市「障害者控除認定書の発行」

コ ラ ム

ここからは、粟津がコラムのコーナーをお送りします。ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、今年 4 月から、ジャパニーズウイスキーの定義が明確になりました。今回は、ジャパニーズウイスキーについてお伝えします。

世界 5 大ウイスキーと言えば、スコッチ、アイリッシュ、アメリカン、カナディアン、ジャパニーズとされていますが、実は今年 4 月まで、ジャパニーズウイスキーには、明確な定義がありませんでした。つまり、国内で製造していれば、ジャパニーズウイスキーを名乗ることができたということです。そうすると、一口にジャパニーズウイスキーと言っても、品質の面で天と地ほどの差があったと言えます。そこで、日本洋酒酒造組合という業界団体が、今年 2 月にジャパニーズウイスキーの定義を次のように定め、4 月から定義を有効とするとしました。

- ①原材料は、麦芽、穀類、日本国内で採水された水に限る(なお、麦芽は必ず使用しなければならない)
- ②糖化、発酵、蒸留は、日本国内の蒸留所で行う(なお、蒸留の際の留出時のアルコール分は 95 度未満とする)
- ③内容量 700 リットル以下の木製樽に詰め、詰めた日の翌日から起算して 3 年以上日本国内において貯蔵する
- ④日本国内において容器詰めし、充填時のアルコール分は 40 度以上である
- ⑤色調の微調整のためのカラメルの使用を認める。

これらは、あくまで業界団体の自主的な規定によるものなので、ジャパニーズウイスキーと書いてあれば、必ずしも基準をクリアしているとは限りませんが、今後、ウイスキーを選ぶ際には、参考の一つになるかと思えます。





令和 3 年 4 月から賞与支払届・算定基礎届に係る総括表が廃止となります！

この度、厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた総括表の提出が不要となりました！

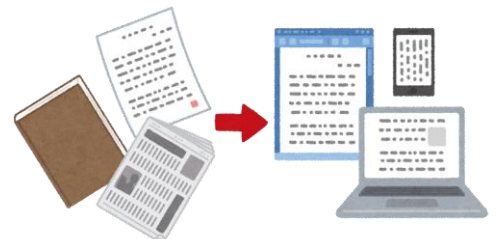
※令和 3 年 4 月 1 日以降提出分から、総括表の添付が不要となります。

＜廃止となる総括表＞

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表

2. 令和 3 年 4 月から賞与不支給報告書が新設されます！

日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び 70 歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書をご提出ください。



※賞与が不支給であった場合にご提出ください。不支給の場合は、賞与支払届の提出は不要です。



◇ 4. 報酬月額の特例改定について ◇ Pegasus

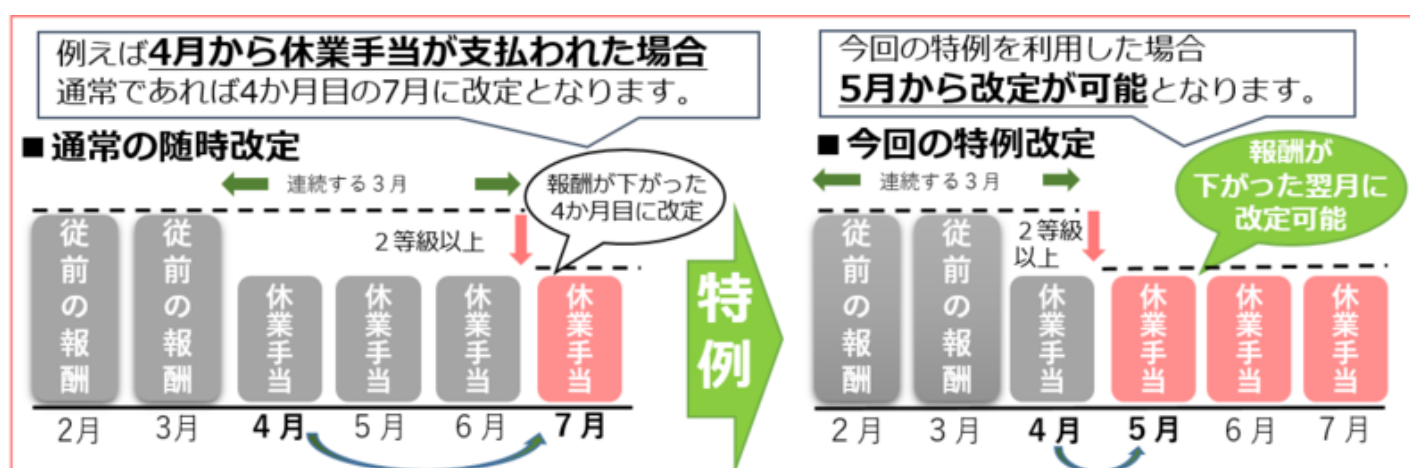
令和2年4月から令和3年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とする措置が講じられているところです。

今般、令和3年4月から令和3年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方についても、特例改定の対象となりました！

令和2年8月から令和3年7月までの間に新たに休業により報酬が著しく下がった方の特例

次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和2年8月から令和3年7月までの間に、報酬が著しく下がった月が生じた方
- イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金の変動がない場合も対象となります）
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している



※上記により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要です。

※令和2年8月から令和2年12月までの間に報酬が著しく下がったことによる特例の届出期間は、令和3年3月1日をもちまして終了しています。

（伊藤）

ペガサスコンサルティンググループ
伊藤社会保険労務士事務所
(有)静岡経営労務管理センター
社会保険労務士法人ペガサス
税理士法人ペガサス

〒426-0061 静岡県藤枝市田沼 3 丁目 23-35
TEL : 054-637-3131 FAX:054-636-3399
HP : <http://www.roumu-110.co.jp/>

